

# 愛知県新規就農者育成方針

令和4年5月13日（令和6年7月3日改正）

愛知県農業水産局農政部農業経営課

愛知県は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）別記1の第7の1に基づき、愛知県新規就農者育成方針を制定する。

## 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

### （1）課題

県内の新規就農者数は、2017年までは増加傾向にあったが、以降は減少に転じている。特にUターン就農者の減少が顕著である。

また、県内の青年農業者（44歳以下）の数も、就農年齢の高齢化や就農者の減少などにより近年減少傾向にある。

そのため、青年農業者を中心に新規就農者を確保していくため、就農相談から就農後のサポートまでを関係機関と一体となって支援していくことが重要である。

### （2）目標

新規就農者数：年間200人

## 2 新規就農者に対するサポート内容

2021年度に就農の一次相談窓口として農業大学校に「農起業支援ステーション」を設置し、WEB相談や就農説明会を随時実施している。また、県内8か所の農業改良普及課に設置した「農起業支援センター」でも、就農相談や就農後の経営・技術指導等を関係機関（市町村、農業委員会、JA、株式会社日本政策金融公庫等）と一体となって実施している。

その他に、ホームページやパンフレット等での情報提供、新規就農者同士の交流会やセミナー、研修会の開催等も実施している。

## 3 経営発展支援事業に係る都道府県加算ポイントについて

実施要綱別記1第7の1（4）の県加算ポイントは、実施要綱別表1の1の共通ポイント（別紙）に基づいて申請者ごとにポイントを算出し、以下の計算式で得られたポイントを付与する。

$$\text{付与ポイント} = \text{県持ちポイント}^{\ast 1} \times \frac{\text{個々の申請者の獲得ポイント}}{\text{全申請者の獲得ポイントの合計}}$$

※1 実施要綱別記1の別表1の2（1）により得られた数

※2 申請者ごとの付与ポイントに小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる。県全体でポイントに残余が生じた場合は、ポイント数が上位の申請者から1ポイントずつ付与する。ポイント数が同点の場合は総事業費が高い者を優先する。

別紙（実施要綱別表 1 の 1 共通ポイント）

No.	項目		ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て※ <sup>1</sup> について、担当機関・部署が明確になっている	3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、青色申告を実施する	2
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する※ <sup>2</sup>	3
4	所得	① 所得目標※ <sup>3</sup> が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	家族経営協定※ <sup>4</sup>	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	1
		② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
7	データを活用した農業を実践する		1
8	農業経営を法人化する		1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		1
合計（最大）			18

・目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP 若しくは GLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準 GAP ガイドラインに準拠した都道府県 GAP のうち、自治体等が農業者の都道府県 GAP への取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。